

自動販売機設置に係る仕様書

1 設置場所及び面積（設置台数）

物件番号	施設名称	設置場所		設置面積	台数
1	埼玉会館	B1F	管理棟エレベーター前 1	1 m ²	1 台
		1F	小ホールホワイエ 1	1 m ²	1 台
		3F	3 階エレベーターホール	1 m ²	1 台
		4F	4 階エレベーターホール	1 m ²	1 台
2	埼玉会館	B1F	管理棟エレベーター前 2	1 m ²	1 台
		1F	小ホールホワイエ 2	1 m ²	1 台
		5F	5 階エレベーターホール	1 m ²	1 台
		7F	7 階エレベーターホール	1 m ²	1 台
3	埼玉会館	B1F	事務室前 1	1 m ²	1 台
		1F	大ホールホワイエ	1 m ²	1 台
		1F	大ホール楽屋口	1 m ²	1 台
		B2F	大ホール地下 2 階上手ホワイエ	1 m ²	1 台
4	埼玉会館	B1F	事務室前 2	1 m ²	1 台
		1F	小ホール脇通路	1 m ²	1 台
		6F	6 階エレベーターホール	1 m ²	1 台

※設置面積には放熱余地部分を含むが、回収ボックス設置部分は含まない。

2 設置期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置する者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

（1）大きさ及びデザイン

① 大きさ

おおよそ幅 1,000mm×奥行 750mm×高さ 2,000mm 以内
ただし、会議室棟 3 階～7 階エレベーターホール前については、
おおよそ幅 1,000mm×奥行 600mm×高さ 2,000mm 以内の薄型

② デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

（2）環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並

びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

ただし、パック式自動販売機、紙パック自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律より）」を認める。

③ その他

「令和6年度埼玉県グリーン調達推進方針」の自動販売機の判断の基準に適合すること。

（３）防災対策等

災害時に飲料提供が可能な機能があること。

（４）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（５）使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機１台に１個の割合で自動販売機付近の財団が指定するエリアに設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投

入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

（6）自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

（1）種類

5 種類以上の清涼飲料水とする。（ただし、紙カップ飲料を除く。）

（2）価格

市販価格（定価）を超えない価格とする。

5 基本設置料

1 台あたり年額 4 1,000 円（電気使用料含む、消費税及び地方消費税別）とする。この基本設置料は、財団から設置者に請求する。

6 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

7 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して財団の確認を受けなければならない。

8 自動販売機設置に伴う破損

財団の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

9 商品等の盗難及び破損

（1）財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。

（2）設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担によって速やかに復旧しなければならない。